

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

次の公園内にある物件（現場において警告文を貼っている物件）は、都市公園法第6条第1項の規定に違反するので、令和7年4月8日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

1 公園名

琴弾公園

2 除却実施場所

観音寺市有明町甲4025番地1（琴弾公園内）

3 物件

木材及びブルーシート等による工作物